

魚津市子育て新婚世帯移住助成金 Q&A

※令和4年6月9日更新

Q 夫（申請者）が仕事の都合でやむを得ず、転入日から2年後に市外へ転出することになりました。助成金は返還しなければいけませんか？

<新婚世帯助成金の場合>

A 申請者が夫妻どちらかに関わらず、申請者の転入日から3年以内に別居等、夫妻の世帯が別になった場合、現金で全額返還していただきます。

<子育て世帯助成金の場合>

A 夫（申請者）が転入日から3年以内に市外へ転出される場合、現金で全額返還していただきます。ただし、妻が申請者であり、妻と子どもは魚津市に在住し、夫が単身赴任する場合は、助成金の返還は必要ありません。

<新婚世帯助成金・子育て世帯助成金を併用・追加申請の場合>

A 夫（申請者）が転入日から3年以内に市外へ転出される場合、新婚世帯助成金・子育て世帯助成金ともに現金で全額返還していただきます。ただし、妻が申請者であり、妻と子どもは魚津市に在住し、夫が単身赴任する場合、新婚世帯助成金については新婚世帯の要件を満たさなくなるため、現金で全額返還していただきます（20万円）。子育て世帯助成金については子育て世帯の要件を満たしているため、助成金の返還は必要ありません（40万円）。つまり、子育て世帯助成金の40万円についてはそのままお使いいただけますが、新婚世帯助成金の20万円については、現金で全額返還していただくことになります。申請者を夫妻どちらにするか、慎重にご検討ください。

Q 新婚世帯助成金を受け取りました。転入してから1年後に子供が生まれた場合、追加で子育て世帯助成金を申請できますか？

A ご出産おめでとうございます。転入日から2年以内にお子様が生れた場合、追加で子育て世帯助成金を申請することができます。ただし、申請日時点で夫妻ともに40歳未満であること、民間賃貸住宅に入居していることが条件です。

Q 助成金の申請を検討していますが、世帯員の転入時期がずれてしまいます。申請をすることはできますか？

A 世帯員全員の転入日から2年以内であれば、転入日がずれていても申請することができます。

ます。ただし、申請日時点で世帯員全員が 40 歳未満であり、民間賃貸住宅に入居していること、新婚世帯助成金の場合は婚姻後 2 年以内であること、子育て世帯助成金の場合は申請日時点でお子様が 15 歳未満であることが条件です。

Q 令和 4 年 3 月に魚津市外で結婚しました。仕事の関係で夫は令和 4 年 5 月に民間賃貸住宅に転入し、妻は令和 5 年 5 月に夫の居住する民間賃貸住宅に転入しました。現在、令和 5 年 6 月ですが、新婚世帯助成金を申請することはできますか？

A 令和 5 年 6 月時点で、民間賃貸住宅に入居しており、「夫婦ともに転入日から 2 年以内」であり、「申請日時点で婚姻後 2 年以内」の要件を満たしているため、**申請することができます**。ただし、申請日時点で**夫妻ともに 40 歳未満**であることが条件です。

また、子育て世帯助成金の申請期限は夫の転入から 2 年以内である、令和 6 年 5 月までです。ただし、申請日時点で、夫妻ともに 40 歳未満であることが条件です。